

要望書について（回答）

- 提出者：一般社団法人みのる会
- 受付日：令和3年7月7日
- 回答日：令和3年7月16日

- 1 次の目的達成のため、施設整備に対する補助金（過疎地域持続的発展支援交付金）を要望します。
（目的）・関金町の地域振興及び地域間交流・地域課題解決を図るため、遊休施設（旧温清楼：日本有数のラジウム含有量を誇る関金温泉）を再活用しながら事業展開することにより、地域社会全体の発展を促進させる。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

ご要望いただきました「旧 温清楼」の再活用整備に対する過疎地域持続的発展支援交付金を活用した支援についてですが、この交付金を活用し、市が事業者支援を行う前提として、施設の所有権、事業計画（資金計画を含む）は事業者の責任において万全なものを準備していただくことは当然として、この4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）により、過疎地域に指定された関金地区の地域振興に資することも必要です。

そのため、事業計画に不備や不安がある場合や、民間事業者が行う単なる営利事業、関金地区の振興に資することに疑問を呈する事業に対しては、利活用することはできません。

現在、要望にあたりお聞きする範囲では、事業の確実性が担保できていないように思料します。

まずは、施設の所有状況、資金計画を含む事業計画などの資料をご提示いただき、事業の確実性について、お示しいただきますようお願いいたします。

なお、本交付金を使用した支援を行う前提として、本市議会の議決が必要な市過疎計画へ事業掲載と予算計上が必要となります。また、予算化の前段においては、財源確保のため、国へ交付申請の調整が必要となりますが、その際、事業の確実性や関金地区の振興に関する説明が必要となります。

当該交付金は、市が民間事業者支援を行う際の財源として使用できる可能性がありますが、国の予算枠も決して大きくなく、配分が確実ではありません。市の一般財源による支援は難しい状況ですので、先にお示しした国との調整がつかない場合は、事業の確実性等があった場合も支援ができない可能性があることをご承知いただきますようお願いいたします。